

船橋市児童生徒結核対策委員会要綱

(名称)

第1条 この会の名称は、船橋市児童生徒結核対策委員会（以下「対策委員会」という。）と称し、船橋市教育委員会内（以下「教育委員会」という。）に置く。

(目的)

第2条 対策委員会は、学校保健安全法等関係法令の趣旨に基づき、本市児童生徒の結核に関する保健管理を適切にし、その健康を保持することを目的とする。

(委員の構成)

第3条 対策委員会の委員は、医師会代表3名、保健所長、校長会代表2名、養護教諭会代表、教育委員会職員とする。

(会長及び副会長)

第4条 対策委員会には会長及び副会長をおき、会長は会務を総括する。

2 会長は医師会会長とする。

3 副会長は校長会代表とする。

4 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときは会務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は1年とし再任を妨げない。ただし、任期途中で欠員が生じた場合の後任者の任期は前任者の残存期間とする。

(議事)

第6条 対策委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

2 対策委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 対策委員会の会議は非公開とする。

4 会長は、必要と認めるときに、書面により議事の可否を委員へ求め、その結果を議事の決定とすることができる。

(秘密保持)

第7条 委員及び関係者は、対策委員会で知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 対策委員会の事務局は学校教育部保健体育課に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策委員会の運営に必要な事項は会長が対策委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月25日から施行する。